

基本目標 2

生き生きと健やかに暮らせる都市

事業 No	10		
担当課	商工観光課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	買物弱者対策事業		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

<p>日常生活圏に買物できる場所がなく、かつ、移動の手段を持たない買物弱者となっている市民に対して買物の場を提供し、市民生活の利便性の向上を図るため、移動販売車「まごころ便」の運行及び買物支援推進店の周知を行う。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○移動販売車「まごころ便」の運行 ○買物支援推進店の周知 	同左	同左

事業 No	11		
担当課	介護保険課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	
事業名	介護予防10年の計		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---------

事業の目的・概要

<p>「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を実施し、市民の介護予防に関する知識の向上を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 シルバーリハビリ体操・・・ボランティアの市民からなる体操指導士を養成し、体操の普及を行う。 2 のだまめ学校・・・ほぼ毎日、介護予防に関する知識の向上のための講座を開講。あわせて市内各地での出張講座及び出前講座も行う。 3 えんがわ・・・介護予防や孤立化防止のための「通いの場」の開設に係る運営費等を補助する。 4 市民ボランティア・・・介護支援ボランティアポイント制度を活用したボランティア、サロン活動又はえだまめ体操を普及啓発する介護予防サポートボランティアの育成、シルバーリハビリ体操、のだまめ学校の事業等で活躍していただくボランティアを育成する。 5 介護予防サポート企業・・・介護予防に取り組む企業を登録し、介護予防事業の周知協力や開催場所の提供など、介護予防事業への協力を依頼する。 6 広報戦略・・・「介護予防10年の計」の事業全体を普及啓発を行う。ロゴマークを活用したPR活動、PR動画の作成を始め、イベントの開催や介護保険事業以外のイベントへの参加によるPRを行う。 <p>上記、介護予防10年の計にかかる事業のほか、市内2か所でシルバーサロンを開設している。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<p>○シルバーリハビリ体操 市内11公民館における毎月1回の体験教室の開催。90人の指導士を養成</p> <p>○のだまめ学校 講座運営に加え、新規受講生の獲得と出前講座の拡大のための周知活動を継続</p> <p>○えんがわ 10か所新規開設を見込む。地域での周知活動</p> <p>○市民ボランティア 介護支援ボランティアポイント制度の登録事業所や登録者を募る。</p> <p>○介護予防サポート企業 引き続きサポート企業を募集するとともに、サポート企業と提携し介護予防事業を展開する。</p> <p>○広報戦略 シルバーリハビリ体操考案者による講演会の実施 シルバーサロン2か所の運営事業</p>	<p>○シルバーリハビリ体操 市内11公民館における毎月1回の体験教室の開催。90人の指導士を養成</p> <p>○のだまめ学校 講座運営に加え、新規受講生の獲得と出前講座の拡大のための周知活動を継続</p> <p>○えんがわ 10か所新規開設を見込む。地域での周知活動</p> <p>○市民ボランティア 介護支援ボランティアポイント制度の登録事業所や登録者を募る。</p> <p>○介護予防サポート企業 引き続きサポート企業を募集するとともに、サポート企業と提携し介護予防事業を展開する。</p> <p>○広報戦略 東京理科大学との提携による介護予防にかかる講演会の実施 シルバーサロン2か所の運営事業</p>	同左

事業 No	12		
担当課	介護保険課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	
事業名	在宅医療、介護連携の推進事業		

新継区分	新規 ・ 継続
------	-------------------------------------------------------

事業の目的・概要

<p>医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるため、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的に、医療、介護関係者が参画する野田市在宅医療介護多職種連携会議を定期的を開催し、情報通信での連携であるICTや各専門分野の研修を実施する。</p> <p>また、地域の医療福祉資源を把握し、医療と介護の連携リストの作成、活用を行うとともに、ICTを導入する。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護連携リストの作成 ○在宅医療介護多職種連携会議の開催 ○ICT導入による連携の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護連携リストの作成 ○在宅医療介護多職種連携会議の開催 ○ICT導入による連携の運用 	同左

事業 No	13		
担当課	障がい者支援課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	
事業名	地域生活支援拠点事業		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---------

事業の目的・概要

<p>親亡き後を見据え、第二の福祉ゾーンに令和2年度開設予定の障がい者グループホームを地域生活支援拠点の基幹施設とし、必要な機能の整備を進める。地域生活支援拠点の整備については、国の基本方針で令和2年度末までに各圏域で最低一つを整備することとされており、平成30年度を開始期間とする第5期野田市障がい福祉計画においても同様の目標を定めているため、早急な整備が必要である。なお、地域生活支援拠点の基幹施設における主要な機能は以下のとおり。</p> <p>○基幹相談支援センター（24時間相談機能） 地域の相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談支援センターを設置する。 必要な施設の建設費の一部を補助し、運営は障がい者グループホームの運営主体である社会福祉法人に委託する。</p> <p>○24時間緊急時の受入体制の構築 障がい者グループホームに併設する短期入所施設に緊急受入用として1床を確保する。 医療的ケアが必要な人については、既存施設の活用を検討する。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<p>○地域生活支援拠点事業の核となる施設として、社会福祉法人が第二の福祉ゾーンに建設する障がい者グループホーム及び短期入所施設に対し、建設費補助を行う。</p> <p>○同補助は、社会福祉法人が別途申請中の社会福祉施設等整備費国庫補助金(国費)に併せ、基幹相談支援センター機能に必要な建設費を補助する。</p> <p>○財源については、障がい者支援施設整備のための基金である「愛のともしび基金」の財源を活用する。</p> <p>○令和2年4月開設予定</p>	<p>○地域生活支援拠点事業の核となる施設として、令和2年度に開設予定の障がい者グループホーム及び短期入所施設において、地域生活支援拠点事業の主たる機能の一つである相談機能の中核となる基幹相談支援センター業務を委託する。</p> <p>○医療的ケアを必要とする緊急受入等に必要な実証を行うために必要となる経費を計上する。</p>	<p>○地域生活支援拠点事業の核となる施設として、令和2年度に開設予定の障がい者グループホーム及び短期入所施設において、地域生活支援拠点事業の主たる機能の一つである相談機能の中核となる基幹相談支援センター業務を委託する。</p> <p>○令和2年度の医療的ケアを必要とする緊急受入等に必要な実証結果を踏まえ、既存施設での緊急受入を実施するための経費を計上する。</p>

事業 No	14		
担当課	保健センター 子ども支援室		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	子ども支援室における子育て支援		

新継区分	新規 ・ 継続
------	-----------------------------------------------------------------------

事業の目的・概要

<p>妊娠期から 18 歳までの切れ目のない支援を行うため、保健師、心理士、社会福祉士、作業療法士等の専門職を配置し、様々な相談に対応する「総合相談窓口」としての役割を担い、相談内容に応じて、庁内各課、保育所、学校、療育機関等の関係機関と連携して子育てを支援している。</p> <p>また、乳幼児健診等を通じて、発達に課題のある児童を早期に発見し、早期療育につなげるための子ども発達相談支援事業を実施する。</p> <p>その他、子育てに関する情報を収集し、子育て支援情報サイト「にじいろ navi」とLINE 公式アカウントにより情報発信を行う。</p> <p>これらにより、子育て世代の不安感や孤立感を解消し、児童虐待の防止を図るとともに、安心して楽しく子育てができる環境を整える。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援 ○関係機関との連携、情報共有 ○ケース会議 ○療育支援会議の開催 ○子育て支援総合コーディネート事業 ○子ども発達相談支援事業 ○産後ケア、産婦健診の検討、準備 ○情報共有システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援 ○関係機関との連携、情報共有 ○ケース会議 ○療育支援会議の開催 ○子育て支援総合コーディネート事業 ○子ども発達相談支援事業 ○産後ケア事業、産婦健診 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援 ○関係機関との連携、情報共有 ○ケース会議 ○療育支援会議の開催 ○子育て支援総合コーディネート事業 ○子ども発達相談支援事業 ○産後ケア事業、産婦健診

事業 No	15		
担当課	保育課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	待機児童解消対策の実施		

新継区分	新規 ・ 継続
------	-----------------------------------------------------------------------

事業の目的・概要

<p>待機児童解消のため、認定こども園等を開設する事業者を支援し、新たな施設を整備することで、保育の量の確保を図る。</p> <p>また、待機児童の発生する主な要因が保育士不足によるものであることから、処遇改善事業の実施や潜在保育士などの掘り起こしを目的として保育士合同就職説明会を開催するなど保育士の確保に努める。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園等整備事業 ・認定こども園等の設置の推進 (三星学園(柳沢幼稚園)の認定こども園建設助成) ○保育士処遇改善事業 ・保育士処遇改善事業補助金の支給 ・保育士就労奨励事業の導入 ・保育士試験による資格取得支援事業の導入 ○合同就職説明会の開催 ・開催回数2回 ポスティングによる広報の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園等整備事業 ・認定こども園等の設置の推進 (三星学園(柳沢幼稚園)の小規模保育事業所建設助成) ○保育士処遇改善事業 ・保育士処遇改善事業補助金の支給 ・保育士就労奨励事業の実施 ・保育士試験による資格取得支援事業の実施 ○合同就職説明会の開催 ・開催回数2回 ポスティングによる広報の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園等整備事業 ・認定こども園等の設置の推進 ○保育士処遇改善事業 ・保育士処遇改善事業補助金の支給 ・保育士就労奨励事業の実施 ・保育士試験による資格取得支援事業の実施 ○合同就職説明会の開催 ・開催回数2回 ポスティングによる広報の拡充

事業 No	16		
担当課	児童家庭課 及び 関係課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	
事業名	児童虐待防止対策の充実		

新継区分	新規 ・ <u>継続</u>
------	----------------

事業の目的・概要

児童虐待については、児童の生命、安全の確保を最優先とすることを基本とし、児童虐待防止策に取り組んできたところであるが、平成31年1月にあってはならない悲惨な事件が発生してしまった。

このような事件を繰り返さぬよう、実務の中心を担う実務者会議の抜本的見直しを行い、関係機関相互の連携の強化を図るとともに、主担当や関係機関の役割分担等を明確化する。

野田市として、支援が必要とされる家庭については、主に要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、日々の生活について見守りを行い、虐待が疑われる事例について通告を受けた際には、迅速かつ実効的な対応を行う。児童の生命、身体の安全を確保し、重篤な被虐待児童に対しては、前例にとらわれることなく、必要に応じて保護者との分離を図るべく立入調査や一時保護を行うよう児童相談所に対し強く求めていく。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会において支援が必要な児童について進行管理し、関係機関と連携を図り、虐待を未然に防止 ○児童虐待管理システムの導入 ○スクールロイヤー制度の導入 ○地区民生委員児童委員との情報交換や公民館長と自治会役員や保健推進委員等との懇談会、防犯組合や地区社会福祉協議会への情報提供依頼 ○警察官 0B で構成する防犯推進員による同行訪問 ○「189」チラシポスティングによる全戸配布 ○代表者会議 3 回、実務者会議 12 回、個別支援会議適宜開催 ○合同委員会適宜開催 ○虐待防止への啓発活動 ○野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所との連携について）を作成 ○子ども家庭総合支援拠点の整備（DVを含む課の新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会において支援が必要な児童について進行管理し、関係機関と連携を図り、虐待を未然に防止 ○地区民生委員児童委員との情報交換や公民館長と自治会役員や保健推進委員等との懇談会の実施 ○警察官 0B で構成する防犯推進員による同行訪問 ○代表者会議 2 回、実務者会議 12 回、個別支援会議適宜開催 ○合同委員会適宜開催 ○虐待防止への啓発活動 ○野田市児童虐待防止対応マニュアル作成後、学校や保育所、警察等関係機関との連携についても分冊により、マニュアルを作成 ○虐待防止条例の制定（児童虐待に限らず、高齢者や障がい者を含めた包括的なもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会において支援が必要な児童について進行管理し、関係機関と連携を図り、虐待を未然に防止 ○地区民生委員児童委員との情報交換や公民館長と自治会役員や保健推進委員等との懇談会の実施 ○警察官 0B で構成する防犯推進員による同行訪問 ○代表者会議 2 回、実務者会議 12 回、個別支援会議適宜開催 ○虐待防止への啓発活動

事業 No	17		
担当課	児童家庭課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	学童保育の過密化対策		

新継区分	新規 ・ 継続
------	-------------------------------------------------------

事業の目的・概要

<p>○学校区単位の過密化対策 学校区単位で児童一人当たり保育面積が 1.65 m²を常態的に確保できない場合は、行政改革大綱に基づき、施設整備を進める。</p> <p>○学童単位の過密化対策 複数の学童がある小学校区における過密化（児童一人当たり保育面積が 1.65 m²未満）については、令和元年度から新規に入所する新一年生を対象に抽選による振り分けを実施することで、入所児童数の偏りを数年かけて改善する。</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別 事業内容	<p>○複数学童保育所がある学校区において、過密化が懸念される場合は、新1年生を対象に抽選による振り分けを継続して実施</p> <p>○学校区単位で児童一人当たり保育面積が 1.65 m²を確保できず過密化が常態化した場合には、施設整備を実施</p>	同左	同左

事業 No	18		
担当課	児童家庭課		
基本目標	生き生きと健やかに暮らせる都市	基本目標	活力とにぎわいに満ちた都市
事業名	子ども館の充実		

新継区分	新規 ・ 継続
------	---------

事業の目的・概要

<p>○新たな子ども館の整備</p> <p>「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指し、18歳までの子供たちが集い、遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流や相談ができる子育て支援の拠点として、さらには、子供たちの体験活動を市民が支える地域交流の拠点として整備するとともに、災害時にも妊婦や乳幼児が利用できる防災機能も兼ね備えた施設として整備する。</p> <p>建設予定地：野田市清水1,122-1他 敷地面積：約8,400㎡(市有地) 施設規模：約1,000㎡</p>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども館整備基本構想の策定 ○建設用地の測量業務 A = 8,400㎡ ○地元自治会、近隣住民説明会 ○設計、施工一括発注公募型プロポーザルによる事業者の選定 ○地質調査 ○設計業務 ○建築基準法第48条ただし書に基づく協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計業務 ○建設工事施工 ○施工監理 ○施設運営の検討 ○建築基準法第48条ただし書に基づく許可申請及び建築確認申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事施工 ○施工監理 ○施設運営の検討